

---

---

# 第4次さいたま市一般廃棄物 処理基本計画の改定等について

---

---

環境局 資源循環推進部

資源循環政策課

「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」の改定について、ご審議いただきたい

# 一般廃棄物処理基本計画の改定ポイント

- 1 現計画の推計値を超える人口増加や社会情勢等変化に対応するために数値目標を見直す。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響等により変化した家庭系ごみに対応するために、ごみ減量施策を強化する。
- 3 プラスチック資源化循環法（R4.4施行）へ対応するために、プラスチック資源の分別回収の実施時期を示す。

## ■ 説明の流れ

1. これまでの検討経過
2. 第4次基本計画の取組
  - 2-1 さいたま市一般廃棄物処理基本計画の位置付けと概要
  - 2-2 第4次基本計画の進捗状況（中間目標達成状況）
  - 2-3 第4次基本計画の課題
3. 第4次基本計画の改定
  - 3-1 第4次基本計画（改定版）の数値目標
  - 3-2 目標達成に向けた実施項目
  - 3-3 目標達成に向けた実施項目の体系図
4. 食品ロス削減  
食品ロス削減推進計画策定について
5. 生活排水処理  
生活排水処理基本計画改定について
6. 災害廃棄物処理  
災害廃棄物処理計画改定について
7. 今後の進め方

# 1. これまでの検討経過

令和3年度まで

平成30年3月 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画公表  
・計画期間：平成30年～令和9年（中間目標年度：令和4年度）

令和3年度  
・さいたま市廃棄物減量等推進審議会において、計画前期（H30～R3）の「中間評価」及び「第4次基本計画改定骨子案の策定」を実施。  
・家庭ごみ組成分析調査及び市民意識調査を実施。

## 【さいたま市廃棄物減量等推進審議会】

委員長 秋元智子（特非）環境ネットワーク埼玉 理事  
委員構成 学識経験者、市民代表、関係団体代表、環境省、埼玉県  
開催実績 令和3年度に3回開催（書面開催を含む）

令和4年度

令和3年度に「さいたま市廃棄物減量等推進審議会」で策定した「第4次基本計画改定骨子案」に基づき、下記体制で「計画素案」を審議し、とりまとめを行った。

## 【さいたま市廃棄物減量等推進審議会】

委員長 鬼沢良子（特非）持続可能な社会をつくる元気ネット  
委員構成 学識経験者、市民代表、関係団体代表、環境省、埼玉県  
開催実績 計3回

## 【さいたま市一般廃棄物処理基本計画等局内検討委員会】

委員構成 局内関係課  
開催実績 計3回（委員会の下部組織「部会」含む。）

# 2-1. さいたま市一般廃棄物処理基本計画の位置付けと概要

根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項

内容：長期的・総合的視点から廃棄物部門における方針、目標、施策を示す

計画期間：平成30年度～令和9年度（中間年：令和4年度）

目標：ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）"さいたま"の創造

## ■ 計画の概要

## ■ 廃棄物処理に係る法体系図



# 2-2. 第4次基本計画の進捗状況（中間目標達成状況）

## ■ 中間目標の達成状況について

| 指 標                           | 実績 (R3) | 中間目標 (R4) | 最終目標 (R9) | 達成見込 |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|------|
| 市民1人1日あたり総排出量 (g)             | 845     | 856       | 827       | ○    |
| 市民1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (資源物除く) (g) | 509     | 484       | 456       | △    |
| 最終処分率(%)                      | 3.3     | 3.5       | 3.1       | ○    |
| (参考値)総排出量(t)                  | 410,833 | 402,355   | 390,867   | △    |

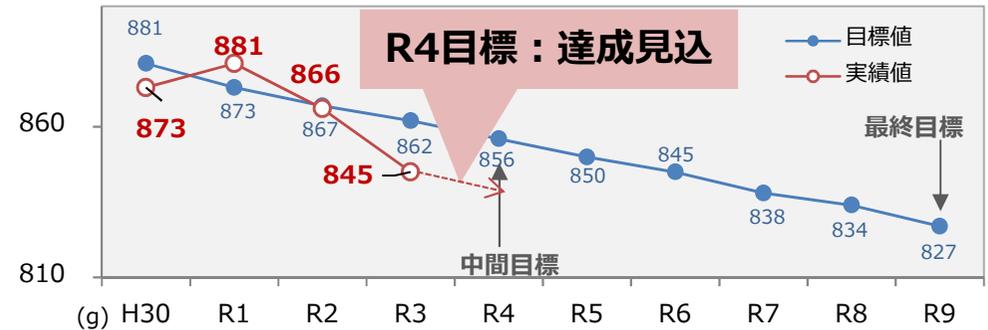
中間目標 (R9) は参考指標を含む4指標中

**2指標で未達の可能性有**

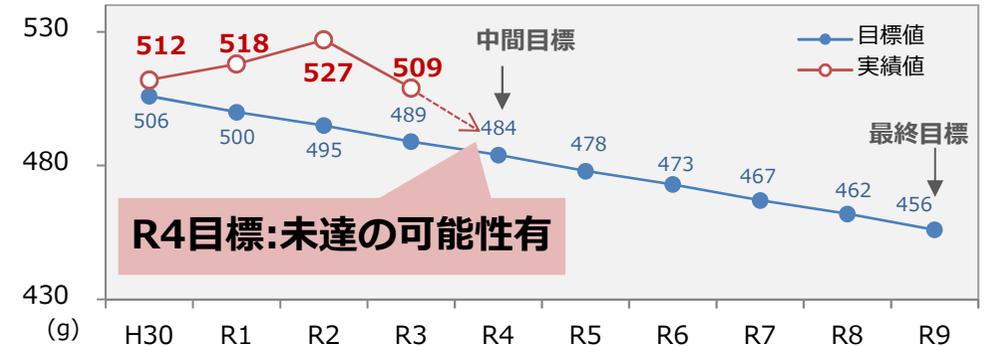
### ■ (参考) 総排出量



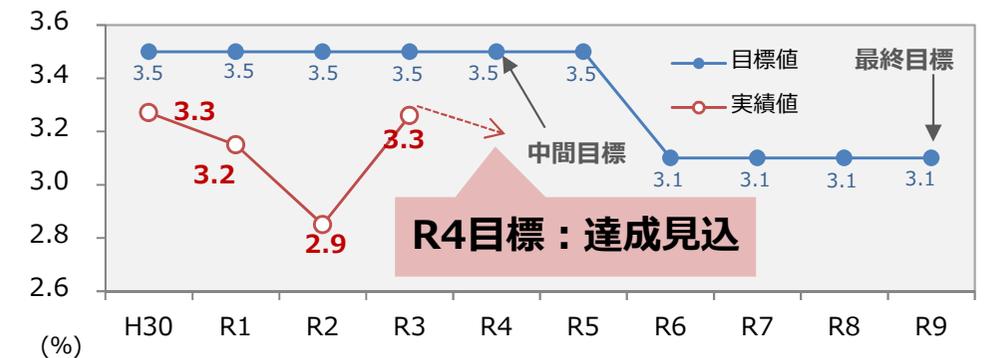
### ■ 数値目標① 市民1人1日あたりの総排出量



### ■ 数値目標② 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源物除く)

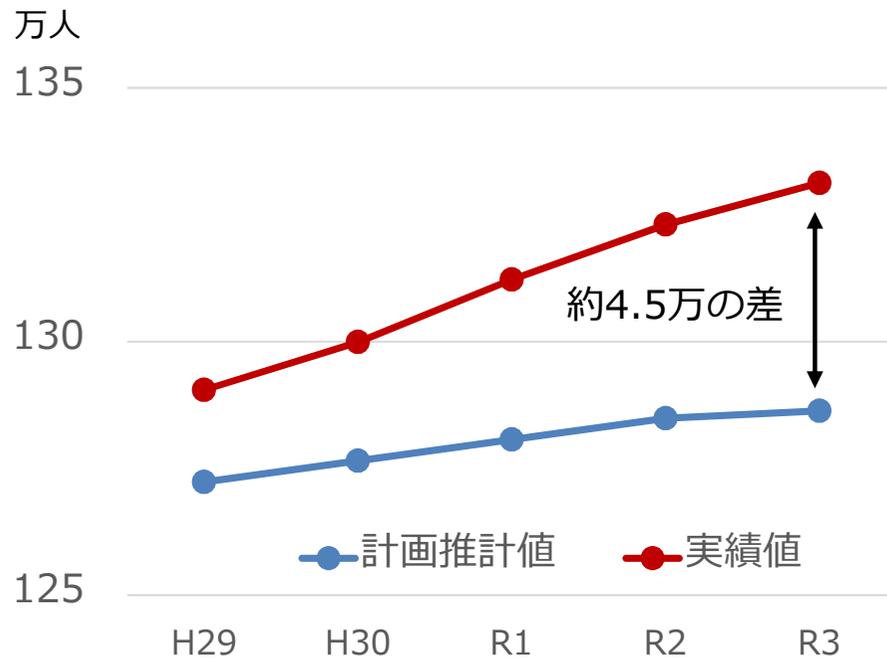


### ■ 数値目標③ 最終処分比率

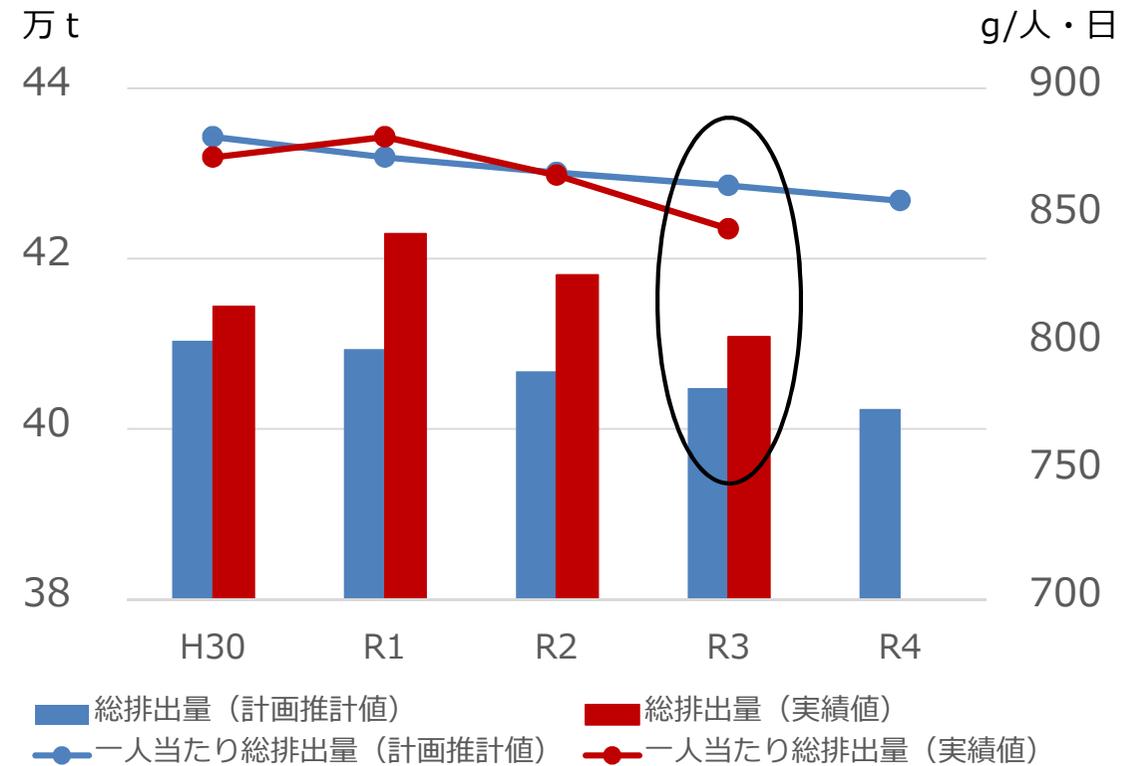


## 2-3. 第4次基本計画の課題①

### ■ 市内人口の推移（計画推計値と実績値比較）



### ■ 市民1人1日あたり総排出量と総排出量の達成状況



### ■ 課題

市民1人1日あたりの総排出量は数値目標を達成しているが、市全体の総排出量は計画推計値を超過している。



総排出量の変化に対応するため、計画推計値を目標値として管理する必要がある。

## 2-3. 第4次基本計画の課題②

### 改定計画の数値目標

|                  | 指 標                            | 実績 (R3) | 中間目標 (R4) | 最終目標 (R9)       |
|------------------|--------------------------------|---------|-----------|-----------------|
| 数<br>値<br>目<br>標 | 1人1日あたり総排出量(g)                 | 845     | 856       | 827※            |
|                  | 1人1日あたり家庭系ごみ排出量<br>(資源物除く) (g) | 509     | 484       | <b>456※</b>     |
|                  | 最終処分率(%)                       | 3.3     | 3.5       | 3.1※            |
|                  | 【追加】総排出量(t)                    | 410,833 | 402,355   | <b>390,867※</b> |

※計画策定当初に推計した総排出量

#### ■ 課題

市民1人1日あたりの家庭ごみ排出量は数値目標の達成が難しい状況である。

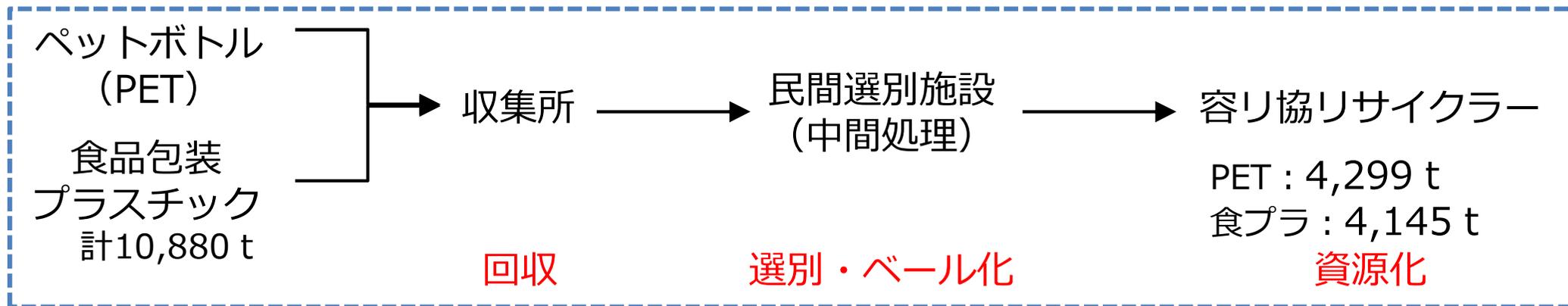


- ・食品ロス削減やプラスチックごみの資源化などごみ減量施策を強化して、現在の数値目標を確実に達成する必要がある。
- ・市が分別収集する資源物のうち、ESG経営を重視する大手製造小売り事業者が行う資源物の自主回収する事業を支援し、市民のごみ排出先を誘導する必要がある。

## 2-3. 第4次基本計画の課題③

### 現状について

- プラスチックごみは、週一回資源物1類としてペットボトル及び食品包装プラスチックを回収している。



もえるごみ及びもえないごみに混入した「その他容器包装プラスチック」及び「製品プラスチック」約1.5万~2万トン

#### ■ 課題

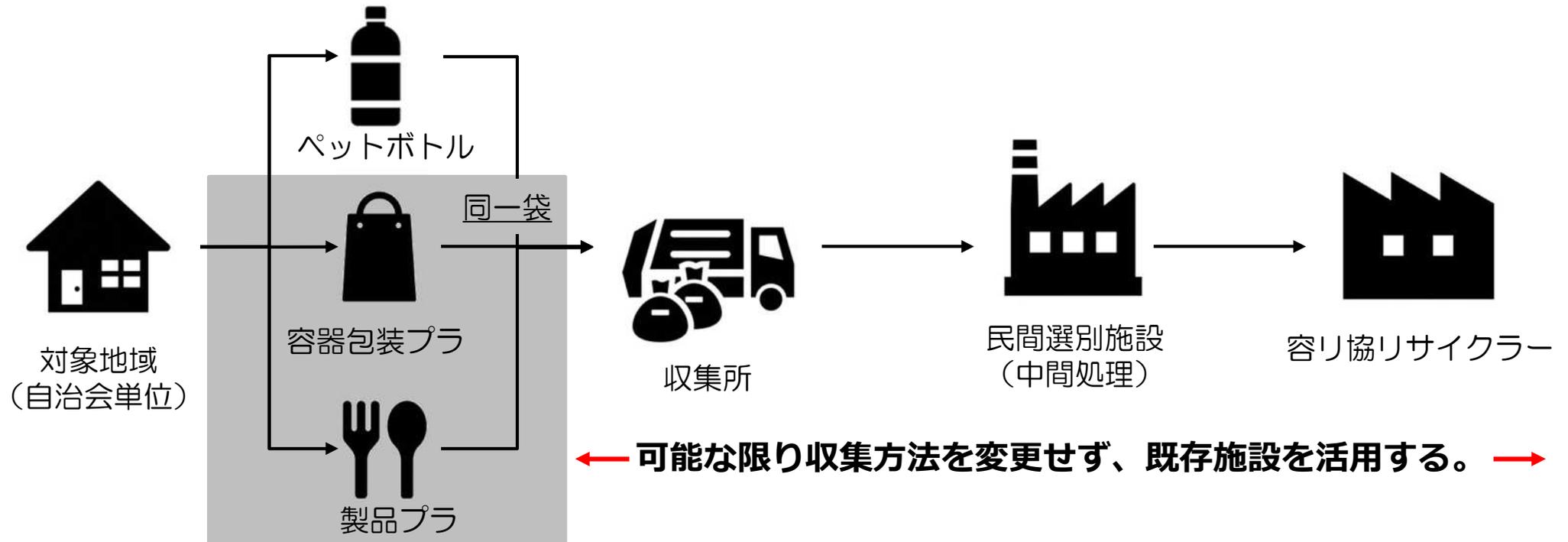
焼却量の減量、CO<sub>2</sub>削減の観点からプラスチック資源循環法へ対応し、更なる資源化が必要である。

一方で、対応する場合、収集品目が増え、市民の負担や収集コスト、中間処理コストが増加する。また、現状の施設能力では改修が必要となる。

➡ スケジュールを示し、実証実験を含め段階的に資源化を行う必要がある。

## 2-3. 第4次基本計画の課題④

### プラスチック資源実証実験（案）



事業概要：令和8年度を目指し、プラスチック一括回収（食品包装プラにその他容器包装プラ、製品プラを加える）し、容器包装リサイクル協会へ引き取ってもらう上での課題を抽出する。

実施時期：令和5年度以降に実証事業開始。

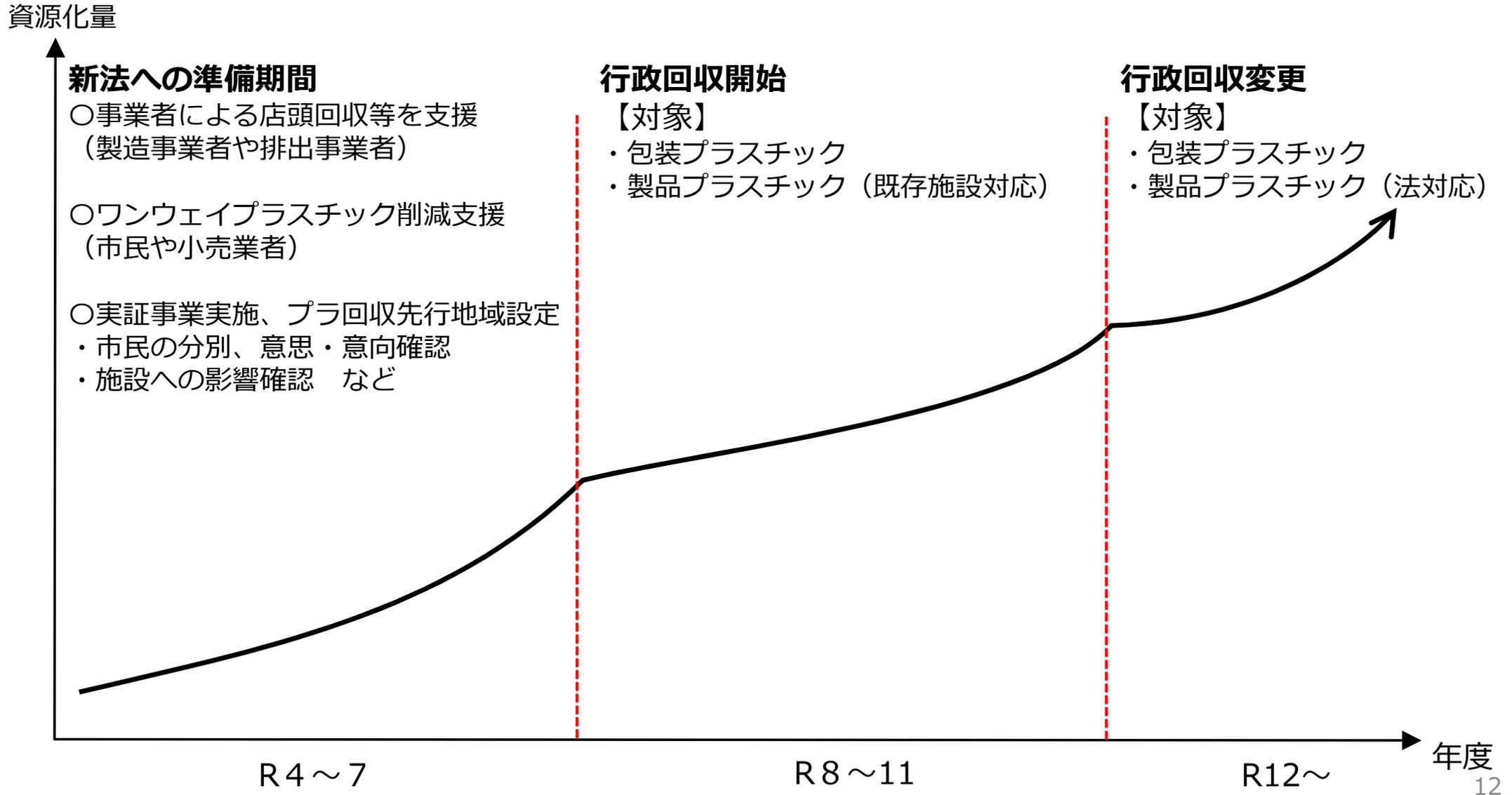
確認事項：市民の分別排出状況・意思・意向確認、収集所の許容度、選別施設への負荷、破碎の可否、圧縮梱包の可否、焼却施設への影響、各工程でのCO2発生量及びコストなど

実施方法を総合的に判断

## 2-3. 第4次基本計画の課題⑤

### プラスチック回収スケジュール

- 令和8年度以降、既存施設の設備等に応じた行政回収の開始を目指す。



## 3-1. 第4次基本計画（改定版）の数値目標

### 改定計画の数値目標

- ・推計値を超える人口増加により、従来の目標値（市民1人1日あたりのごみ量）では、市全体の総排出量を管理できないことから、これまで目指していた総排出量自体を指標に加える。

数  
値  
目  
標

| 指 標                             | 実績<br>(R3) | 中間目標<br>(R4) | 最終目標<br>(R9)    |
|---------------------------------|------------|--------------|-----------------|
| 1人1日あたりの総排出量(g)                 | 845        | 856          | 827※            |
| 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量<br>(資源物除く) (g) | 509        | 484          | 456※            |
| 最終処分率(%)                        | 3.3        | 3.5          | 3.1※            |
| <b>【追加】 総排出量(t)</b>             | 410,833    | 402,355      | <b>390,867※</b> |

※計画策定当初に推計した総排出量

## 3-2. 目標達成に向けた実施項目

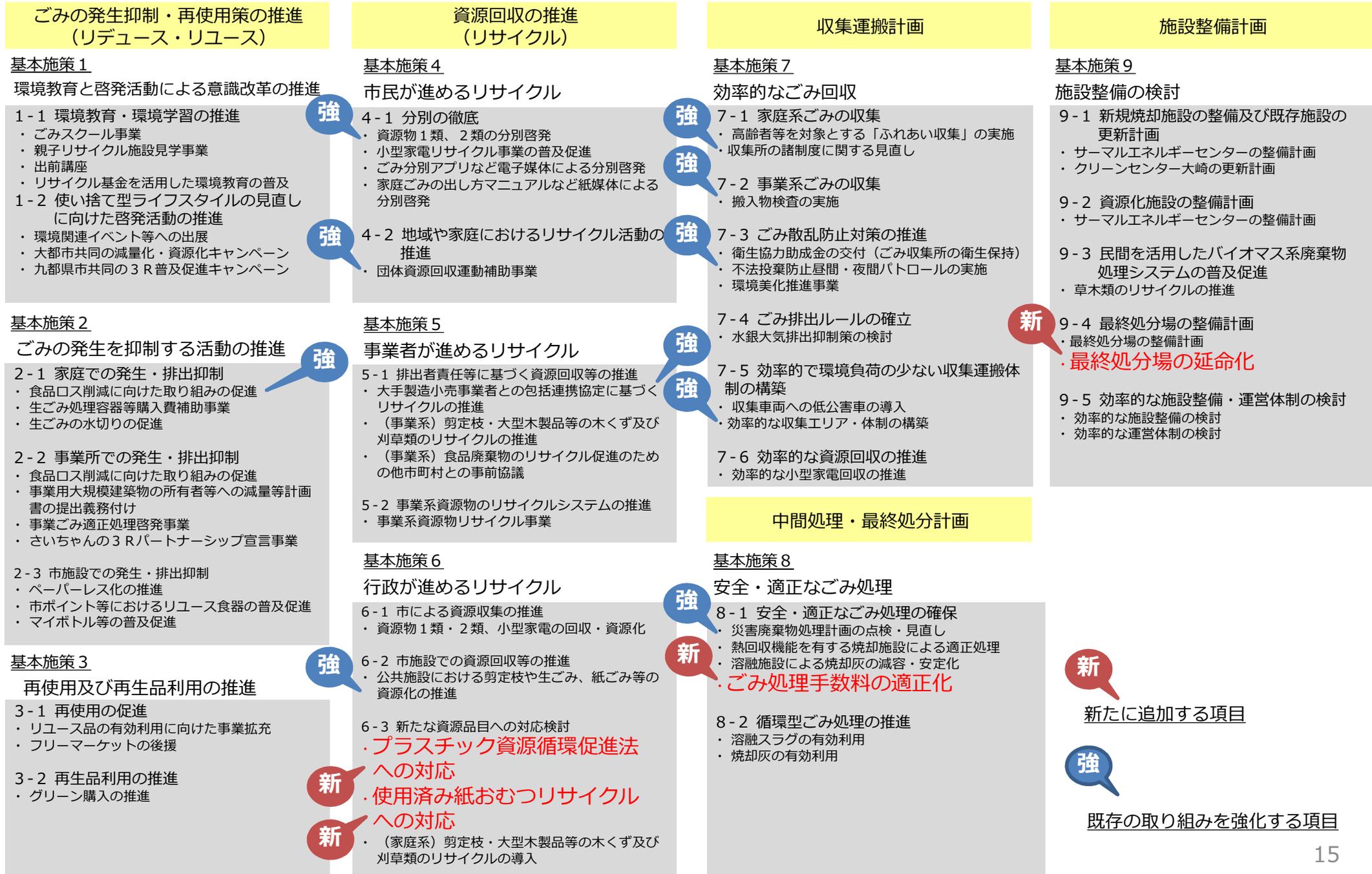
### 改定計画における新規及び強化項目

- ・前記の改定のポイント及び、これまでの廃棄物行政の課題対応を踏まえ、新規及び強化項目を設定する。

新規施策  
・  
強化施策

| 項目                  | 削減量(t) | 項目                              | 削減量(t) |
|---------------------|--------|---------------------------------|--------|
| 新 プラスチック新法への対応      | 1,203  | 強 大手製造小売事業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進 | —      |
| 新 使用済み紙おむつリサイクルへの対応 | (910)  | 強 公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進   | 16,274 |
| 新 ごみ処理手数料の適正化       | 5,882  | 強 収集所の諸制度に関する見直し                | —      |
| 新 最終処分場の延命化         | —      | 強 搬入物検査の実施                      | —      |
| 強 食品ロス削減に向けた取組みの推進  | 15,021 | 強 不法投棄防止昼間・夜間パトロールの実施           | —      |
| 強 資源物1類、2類の分別啓発     | 2,529  | 強 効率的な収集エリア・体制の構築               | —      |
| 強 団体資源回収運動補助事業      | —      | 強 災害廃棄物処理計画の点検・見直し              | —      |

# 3-3. 目標達成に向けた実施項目の体系図



## 食品ロス削減推進計画とは

### 食品ロスの削減の推進に関する法律

第十三条 「市町村食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならない。

### 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (一部抜粋)

- ・地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
- ・一般廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
- ・食品ロス削減目標を設定し、明記すること。
- ・食品廃棄物の再生利用（肥料化等）を検討すること。推進計画を策定し、施策を推進する。



さいたま市一般廃棄物処理基本計画中に食品ロス削減推進計画を定める。

## 計画方針と数値目標

「もっと！ もったいないを、モットーに。」  
を合言葉に、市民の食品ロス削減を目指す。

### 数値目標

家庭系食ロス量 6,929 t  
(R3：約8,700 t)

## 地域特性に応じた取組例



- 家庭系食品ロス削減施策「Saitama Sunday Soup（日曜日は食べつくスープ!）」
- 事業系食品ロス削減施策「チームEat All」
- フードドライブ（フードシェア・マイレージ）の3つを柱に取組を展開
- 食品残渣のバイオガス発電等の先進的取組の強化

## 生活排水処理基本計画とは

生活排水処理基本計画は市町村が生活排水をどのような方法でどの程度処理していくかを定めるとともに汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものとする。

(国生活排水処理基本計画指針より抜粋)

## 改定内容と数値予測

- 本計画は県生活排水処理施設整備構想の基となる計画であり、一般廃棄物処理基本計画に位置付けられる。
- 本計画の改定版の計画期間は令和5年度～令和9年度<sup>※2</sup>とし、推計値から大宮南部浄化センターのし尿処理能力を決定する。

※1 市町村が廃棄物処理法に基づき策定した生活排水処理に関する計画等の取りまとめを行い、広域的な計画として埼玉県が策定。県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となる。(埼玉県生活排水処理施設整備構想より抜粋)

※2 県生活排水処理施設整備構想では令和8年度、令和9年度の目標数値等が存在しないため、本計画にて設定する。

| 年度    | 下水道人口      | 浄化槽人口    | し尿くみ取り人口 | し尿処理能力  |
|-------|------------|----------|----------|---------|
| 令和3年度 | 1,230,446人 | 101,533人 | 2,996人   | 326kl/日 |
| 令和9年度 | 1,293,253人 | 85,977人  | 2,636人   | 170kl/日 |

## 災害廃棄物処理計画とは

根拠：ごみ処理基本計画策定指針等

内容：災害予防から応急対策、復旧・復興までの全体的な処理・処分計画を示す。

策定期間：平成30年3月（大きな変更が発生し次第改定する）

## 課題

- ・風水害が相次ぎ、対応に係る必要事項が十分に記載されていない
- ・他市の被災事例より仮置場の確保や効率的な運用が必要



## 改定の内容

- ・計画・マニュアルの修正・整合
- ・廃棄物処理法の特例措置を活用して、仮置場へ仮設処理施設が設置できるよう条例改正、計画改定実施

### ※廃棄物処理法上の特例

#### 9条の3の2

特例の適用を廃棄物処理計画に記載することにより

- ・最大30日の法定期間を待たずに一般廃棄物処理施設が設置可能。

#### 9条の3の3

特例の適用を条例に記載することにより

- ・仮置場において仮設処理施設の迅速な設置が可能。
- ・新規に必要な仮設処理施設の迅速な設置が可能。
- ・15条2の5適用外の産廃施設が災害廃棄物処理施設として活用可能。

# 7. 今後の進め方

## 今後のスケジュール

- 令和4年12月 市議会（市民生活委員会）報告
- 令和5年1月 パブリックコメントの実施
- 令和5年3月 計画の改定・公表
- 令和5年4月～ 第4次基本計画（改定版）に基づく事業の開始  
ごみ処理手数料の適正化及び災害時の特例措置に関する条例改正
- 令和6年4月～ ごみ処理手数料改定

